

---

**サステナビリティ基準委員会の活動状況**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 11 回サステナビリティ基準諮問会議（2025 年 11 月 11 日開催）後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

**サステナビリティ基準委員会の活動状況**

2. SSBJ は、前回ご報告後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。

- (1) SSBJ 基準の開発

- (2) SSBJ 基準の導入支援

- (3) 国際対応

- ① 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）から公表されたデュー・プロセス文書等への対応
- ② サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）における対応
- ③ その他の国際会議等への参加

3. また、前回のご報告後、SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付けが明らかとなった。

**SSBJ 基準の開発****（現在開発中の SSBJ 基準）**

4. SSBJ は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）BC19 項(1)に記載のとおり、ISSB により IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）が新規に公表される又は既存の ISSB 基準が改訂される場合、SSBJ において、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。

**サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」の改正**

5. 2025 年 4 月に、ISSB より、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の修正を提案する公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）が公表された。その後、2025 年 12

月に、ISSB より「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」及び『「温室効果ガス排出の開示に対する修正」と整合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正』（以下合わせて「2025年公表のIFRS S2号の修正」という。）が公表された。

6. SSBJ は、2025年8月より、ISSBの公開草案において提案された修正に対応するSSBJ基準の取扱いを検討するプロジェクトを開始した。その後、ISSBより公表された2025年公表のIFRS S2号の修正の内容も踏まえ、2025年12月11日開催の第60回サステナビリティ基準委員会において、「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として次の3つの公開草案の公表議決を行い、2025年12月15日に公開草案を公表した。
  - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
  - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号（サステナビリティ開示テーマ別基準第1号の改正案）「一般開示基準（案）」
  - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号の改正案）「気候関連開示基準（案）」
7. SSBJ は、公開草案に対して寄せられたコメント等を踏まえた検討を重ね、2026年3月10日開催の第65回サステナビリティ基準委員会において、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として次の3つのSSBJ基準の公表議決を行い、2026年3月13日に公表した。
  - (1) 改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
  - (2) 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
  - (3) 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

**温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用い「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示**

8. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK 制度）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の定めに従う場合の測定及び開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発を検討している。
9. 2025年12月より検討を開始し、2026年1月にサステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室

効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示(案)」を公表した(コメント期限は2026年3月25日)。

#### (今後開発が予定される SSBJ 基準)

10. 本資料第4項に示した ISSB 基準との整合性の維持に関する基本的な方針に基づき、ISSB によって新規の ISSB 基準の公表又は既存の ISSB 基準の改訂に向けたデュー・プロセス文書が公表されているプロジェクトについて、今後、SSBJ にて対応する SSBJ 基準における取扱いについて検討を開始することが考えられる。

#### 「SASB スタンダード」の修正及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正に係るプロジェクト

11. 2025年7月に、ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASB スタンダード」の向上を目的として、公開草案『「SASB スタンダード」の修正案』(以下『「SASB スタンダード」の修正案』という。)及び「SASB スタンダード」の修正案の結果的修正の提案である公開草案『「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』が公表された。
12. SSBJ 基準では、適用基準において、「SASB スタンダード」(2023年12月最終改訂)を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。このため、SSBJ では、ISSB によって「SASB スタンダード」が修正される場合、参照先の「SASB スタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられる。

#### SSBJ 基準の導入支援

##### (補足文書の公表)

13. SSBJ は、SSBJ 基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的な方針として、ISSB 基準との整合性を図ることを基礎としている。
14. このため、ISSB 基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB 基準の適用において参考となるものについて、SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJ の了承を得たものを SSBJ の補足文書と位置付けることとしている。
15. 前回ご報告後に公表した補足文書はない。

##### (SSBJ ハンドブックの公表)

16. SSBJ 事務局は、SSBJ 基準を利用する際の便宜を考慮して、関係者のニーズが高いもの(これまでに SSBJ に多くの質問が寄せられたもの等)から、SSBJ 事務局のリソース等を踏まえ決定した論点について、SSBJ ハンドブックとして解説を公表す

ることとしている。

17. 前回ご報告後については、2025年11月から2026年2月末までに、5つのSSBJハンドブックを公表した（2025年11月28日、12月25日）<sup>1</sup>。

## 国際対応

### (ISSBから公表されたデュー・プロセス文書等への対応)

18. ISSBから公表されたデュー・プロセス文書等に対する、SSBJの対応は次のとおりである。

#### (1) 「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の産業別ガイダンス」の修正に関する公開草案の公表

ISSBは、2025年7月3日に、「SASBスタンダード」の修正案及び公開草案『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案を公表した（コメント期限：2025年11月30日）。SSBJ事務局は、公開草案の日本語への仮訳、解説資料及び解説動画を作成し、SSBJのウェブサイトに掲載している<sup>2</sup>。

「SASBスタンダード」の修正案では、優先度が高いとされる12の産業のうち9つの産業の「SASBスタンダード」の包括的な修正、及びその結果としての41の産業の「SASBスタンダード」に対する的を絞った修正について提案が行われている。また、公開草案『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案では、「SASBスタンダード」について提案する修正と整合するような修正が提案されている。

SSBJでは2025年11月28日に、当該公開草案に対するコメントを提出した<sup>3</sup>。

#### (2) 教育的資料

ISSBでは、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援の一環として、教育的資料を公表している。SSBJ事務局では、一部について日本語への翻訳を行い、また、一部について解説記事を作成し、SSBJのウェブサイトにおいて公表している<sup>4</sup>。

なお、教育的資料のうち、SSBJ基準の適用にあたって参考となると考えられる文書については、当財団の適正手続規則に従い補足文書としてSSBJの了承を得たうえで公表することとしている（本資料第14項を参照）<sup>5</sup>。

### (サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) における対応)

<sup>1</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/related\\_information/handbooks.html](https://www.ssb-j.jp/jp/related_information/handbooks.html)

<sup>2</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/activity/exposure\\_draft\\_ssbj/y2025/2025-0703.html](https://www.ssb-j.jp/jp/activity/exposure_draft_ssbj/y2025/2025-0703.html)

<sup>3</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128\\_01.pdf](https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128_01.pdf) 及び  
[https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128\\_02.pdf](https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128_02.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html>

<sup>5</sup> 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第14条第4項

19. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) のメンバーとなっている<sup>6</sup>。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。
20. 前回のサステナビリティ基準諮問会議においてご報告した 2025 年 9 月の会合は、初期メンバーによる最後の会合であった。2026 年から 2029 年の SSAF メンバーについては、現在 IFRS 財団において選任プロセスが進行中であり、SSBJ も応募している。SSAF の次回の会合は、2026 年 3 月 24 日に、Video conference call にて開催される予定である。

#### (その他の国際会議等への参加)

21. SSAF 会議のほか、前回のサステナビリティ基準諮問会議におけるご報告の後に、SSBJ は、次の国際会議等へ参加している。

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 2025 年 11 月 12 日 | 国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) ISAR ワークショップ |
| 2026 年 1 月 13 日  | カナダサステナビリティ基準審議会 (CSSB) との会合     |

#### SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付け

22. SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付けについて、金融審議会の下に置かれた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ 基準を国際的なベースラインとなる ISSB 基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込む方向で議論が行われていた。2026 年 2 月に SSBJ 基準の位置付けが明らかとなっており、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条の 9 第 5 項、及び関連する金融庁告示に基づき、SSBJ が公表した SSBJ 基準が一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定された。今後、プライム上場企業を対象に、平均時価総額に応じた段階的な SSBJ 基準の適用が開始される。

以 上

<sup>6</sup> [https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/news\\_release\\_20221222.pdf](https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/news_release_20221222.pdf)

前のご報告時（2025年11月11日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

| 回（開催日）                             | 議 題  |
|------------------------------------|--|
| <p>第 59 回<br/>2025 年 11 月 20 日</p> | <p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告</p> <p>(2) サステナビリティ関連情報のアップデート<br/>金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論の報告</p> <p>(3) ISSB 公開草案『SASB スタンダード』の修正案』及び『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応</p> <p>(4) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正</p> <p>(5) GHG プロトコルのスコープ 2 公開協議の概要</p> <p>(6) 委員会等の運営に関する事項（非公開）</p> |
| <p>第 60 回<br/>2025 年 12 月 11 日</p> | <p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ関連情報のアップデート</p> <p>① 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論の報告</p> <p>② 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について</p> <p>(2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 5 号（サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号の改正案）「気候関連開示基準（案）」等【公表議決】</p> <p>(3) 温対法に基づき温室効果ガス排出を測定する場合の開示</p>  |
| <p>第 61 回<br/>2025 年 12 月 24 日</p> | <p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ関連情報のアップデート<br/>金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における議論の報告</p> <p>(2) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 基準「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS</p>   |

| 回（開催日）                            | 議 題  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | <p>S2号の修正」に対応する気候関連開示基準の改正<br/>           (3) 温対法における SHK 制度に基づき報告した温室効果ガス排出を用いる場合の開示</p>  |
| <p>第 62 回<br/>2026 年 1 月 21 日</p> | <p>(審議事項)<br/>           (1) サステナビリティ関連情報のアップデート<br/>           金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論の報告及び報告書の説明<br/>           (2) サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」【公表議決】</p>  |
| <p>第 63 回<br/>2026 年 2 月 12 日</p> | <p>(審議事項)<br/>           (1) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 基準「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」に対応する気候関連開示基準の改正</p>   |
| <p>第 64 回<br/>2026 年 2 月 25 日</p> | <p>(審議事項)<br/>           (1) サステナビリティ関連情報のアップデート<br/>           「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の説明<br/>           (2) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 基準「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」に対応する気候関連開示基準の改正</p>   |
| <p>第 65 回<br/>2026 年 3 月 10 日</p> | <p>(審議事項)<br/>           (1) 温室効果ガス排出の開示に対する改正【公表議決】<br/>           サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正「サステナビリティ開示基準の適用」<br/>           サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号の改正「一般開示基準」<br/>           サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号の改正「気候関連開示基準」<br/>           (2) 2026 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) への対応<br/>           (3) 委員会等の運営に関する事項（非公開）</p> |

資料(1)

以 上